

平成23年度 橋梁長寿命化修繕計画策定業務

特記仕様書

1 適用

道路橋（以下「橋梁」という。）の長寿命化修繕計画策定に係る業務委託に適用する。

2 履行期間

履行期間は、契約日の翌日から6ヵ月程度とする。

3 業務対象橋梁

委託業務は、京丹波町が管理する橋梁の中で、道路橋に関する基礎データ収集要領（国土交通省国土技術政策総合研究所）による点検を実施した橋梁を対象とする。

4 管理技術者および照査技術者

共通仕様書の第1106号に規定する管理技術者および第1107条に規定する照査技術者については、次のとおりとする。

③ 分類Ⅲ（高度ではないが専門分野におけるマネジメント）

(1) 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する部門）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、下記に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

(ア) 技術士（総合技術監理部門：業務に該当する選択科目）。

(イ) 技術士（業務に該当する部門）で平成12年度以前の試験合格者。

(ウ) 技術士（業務に該当する部門）で平成13年度以降の試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者。

(エ) APEC エンジニア（業務に該当する部門）の場合には、業務に該当する部門に4年以上従事している者。

(オ) RCCM（シビルコンサルティングマネージャ）

(2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはRCCMの資格保有者であり、下記に定める業務経験を有しなければならない。

(ア) 技術士（総合技術監理部門：業務に該当する選択科目）。

(イ) 技術士（業務に該当する部門）で平成12年度以前の試験合格者。

(ウ) 技術士（業務に該当する部門）で平成13年度以降の試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者。

(エ) APEC エンジニア（業務に該当する部門）の場合には、業務に該当する部門に4年以上

従事している者。

(オ) RCCM (シビルコンサルティングマネージャ)

5 業務内容

委託業務の内容は、以下の(1)～(6)のとおりとする。

(1) 設計準備

業務の目的・主旨を理解したうえで、仕様書等に示す業務内容を確認し、業務概要・実施方針・業務工程・業務組織計画・打合せ計画・成果品の内容、部数・使用する主な図書および基準・連絡体制(緊急時含む)等の事項について業務計画書作成する。

また、長寿命化修繕計画を策定するために必要な橋梁諸元等の基本データおよび橋梁の健全度の把握結果を収集・整理する。

(2) 最適補修時期・補修工法の検討

(ア) コンクリート標準示方書(維持管理編)、鋼橋における劣化現象と損傷の評価から、コンクリート橋、鋼橋について劣化予測を行う。

(イ) ライフサイクルコスト最小化の検討を行い、部材の最適補修時期および補修工法を設定する。ライフサイクルコスト最小化のタイミングを逃した場合の補修工費の増加額、また設定耐用年数を経過した場合の架替工費を計上し、比較する。

(ウ) 支承、ジョイントおよび橋台等の劣化予測しない部材については、架設年次、点検結果および全国事例等から必要に応じて補修時期および工法を設定する。

(エ) 上記の検討により、今後5年間以内に架け替えや補修の必要があると判定された損傷の中で、優先順位が上位の橋梁については、対策工の妥当性の検討や学識経験者からの意見聴取を行うために、必要に応じて現地踏査、橋梁点検、および簡易な調査を実施し、補修時期、補修工法・面積等の検証等を行う。

(3) 長寿命化修繕計画の取りまとめ

平成23年度に計画を策定する橋梁について、以上の検討結果を「京丹波町長寿命化修繕計画」として取りまとめる。

(ア) 国土交通省が定めた「長寿命化修繕計画策定事業費補助制度の運用」に沿って計画を取りまとめる。

(イ) 計画策定対象橋梁ごとの補修・架け替え等に関する計画、および各年度の事業費を、今後10年間について一覧表にする。

(ウ) 長寿命化修繕計画策定による効果として、長寿命化修繕計画に基づいたコストと、事後保全型管理によるコストの差(長寿命化修繕計画による効果)を算定する。また、予防保全率、構造物保全率等の指標を算出する。

(4) 更新費用の算出(橋長15m未満)

橋長15m未満の橋梁については、劣化現象と損傷の評価から劣化予測を行い、更新時期を設定したうえで更新費用の算出を行う。

(5) 業務打合せ

業務着手時、中間打合せ、成果品納入時の3回、業務打合せを実施する。なお、業務着手時又は業務計画書作成時および業務完了時には原則として監理技術者が立ち会うものと

する。ただし、中間打合せについては、監督職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。また、業務に関する打合せ記録の整理は受注者が行うものとし、打合せ後速やかに提出するものとする。

(6) 学識経験者との協議等

長寿命化修繕計画を策定するにあたり、学識経験者等への意見聴取を3回予定しており、この意見聴取や協議等に必要な資料を作成することとする。また、監督職員からの要請があれば学識経験者への意見聴取等に出席するものとする。

6 成果品の提出

本業務における成果品は以下のとおりとする。なお、提出部数は2部とする。成果品には、電子データ媒体（CD等）2部を添えて提出するものとする。

- (1) 業務報告書
- (2) 長寿命化修繕計画（国土交通省への提出用）
- (3) 長寿命化修繕計画（公表用：PDFによる資料）
- (4) その他監督職員の指示した資料

7 貸与資料

本業務の遂行における貸与資料は以下のとおりとする。

- (1) 京丹波町橋梁台帳
- (2) 橋梁点検成果品
- (3) その他業務履行上必要な発注者の所有する資料

8 その他の特記事項

- (1) 業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
- (2) 成果品納入時であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。
- (3) 学識経験者への謝礼については日額6千円とする。

—以上—